

該当箇所	意見の概要
260 III. 2. (1)④吸収源の対策・施策	CO2排出口及び森林に設置した自然エネルギー活用の風車により、濃縮されたCO2を風車翼及び森林の植物生態系に吹き付けることにより、滞留CO2の吸収量を数倍以上にすることが可能になり、この方式は期待量確保に十分な役割を果たす。
261 III. 2. (1)④吸収源の対策・施策	海洋植物は最も期待できるCO2吸収源である。
262 III. 2. (1)④吸収源の対策・施策	<p>吸収源としての本来の目的や生物多様性の保全、生態系サービスの提供など森林が持つ多面的便益が損なわれないように注意が必要である。第2段落の後に以下の文章を追加すべき。</p> <p>「ただし、吸収源はあくまで森林の多面的機能の一つであり、吸収源対策を進めることで生物多様性の保全など他の機能を犠牲にしてはならない。例えば、老齢林の吸収率は低くても固定している炭素の量は若齢林よりはるかに多く、生物多様性の保全上の重要度も高い。そこで、「二酸化炭素吸能力」「炭素蓄積量」「生物多様性」の3つの評価軸でノー・ネット・ロスを求める制度の検討及び導入が必要である。」</p>
263 III. 2. (1)④吸収源の対策・施策	<p>動植物に関わる内容は、生物多様性の保全など、他の重要な環境問題との連動を明確に考慮に入れる必要がある。吸収源に加え、二次的効果が得られることを明記する必要がある。また、農山村に住む国民にとって都市緑化はもとより身近な吸収源対策とは言えないことに配慮した表現が必要である。以下のとおり修正すべき。</p> <p>「都市緑化については、在来の多様な植物を用いて行い、実際の吸収源としての効果に加え、国民にもっとも身近な吸収源対策という普及啓発効果や、ヒートアイランド効果の軽減、アメニティの提供など、二次的効果も重要なため、引き続きその推進を図るべきである。」</p>
264 III. 2. (1)④吸収源の対策・施策	森林管理を有効に進めるためには、バイオマス資源の有効利用を促進させる仕組みづくりとして、助成制度を含めた抜本的方策が必要である。
265 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	クレジットの取得については、必要なクレジット数量規模とその取得コストについて、国民に明示した上で、実施の是非について判断すべき。
266 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	再生可能エネルギー・省エネ・熱効率改善等の分野でのプロジェクトが、幅広くCDMプロジェクトとして認められるために、CDMルール制度の改善等に関して政府によるCDM理事会などへの働きかけの強化等が必要。ポスト京都を視野に入れての戦略的アプローチを構築すべき。
267 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	<p>「国内対策の効果を十分に精査した上で、必要なクレジットを取得する。」との考え方には不適当。</p> <p>京都メカニズムの活用を制限することなく、費用対効果を考慮しながら京都メカニズムと国内対策とを分け隔てなく推進して、我が国の排出量が割当量を超えないようにすることを対策の基本とすべき。</p>
268 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	プロジェクトベース以外のGISや排出量取引も含め、京都議定書で規定されている全てのクレジットを対象として、最も効率的なクレジットの取得を図るべき。
269 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	<p>日本政府が購入するクレジットについて、CDMの環境十全性を維持する観点から、一定の基準を設けるべき。GISについては、現在、国際的に定められたルールはない。よって、どのようなプロジェクトでも良いということではなく、あらかじめルールを設定し、個別判断は避けるべき。</p> <p>また、補足性の原則についても、早期にその適用基準を定量的な方法で示すべき。</p>
270 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	積極外交による政府レベルでの省エネ設備導入とCDM排出権取引の推進(ターゲット国を絞り対応するなど)を行っていくべきである。
271 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	日本企業によるCDM/JIプロジェクトの更なる促進策その他、必要なクレジットの合理的・効率的取得の推進について検討すべきである。
272 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	「国内対策を基本として国民各界各層が最大限に努力すること」の前提には、排出量取引や環境税が含まれているのか、京都メカニズムとの優先順位が曖昧である。
273 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	<p>森林減少にもっと焦点を当てた国際的な取組を強化するとともに、植林を加速させる枠組みの構築が必要である。</p> <p>海外植林に伴うCDMは極めて使いにくいものになっており、使いやすいルール作りが必要である。</p>
274 III. 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	京都メカニズムに大きく依存することなく国内削減中心に目標を達成できるようにすべきである。「国内対策の効果を十分に精査した上で、必要なクレジットを取得することが必要である」としているが、国内対策優先を明記すべきである。

該当箇所	意見の概要
275 III 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	産業・エネルギー転換部門の自主行動計画の部分でも京都メカニズムの利用が予定されており、大量のクレジットを調達する必要に迫られる可能性が高いことを明記すべきである。
276 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	国内排出量取引制度については、産業活動や国民経済への影響を含め、総合的に検討していくべき課題である。 従って、「2013年以降に先送りするのではなく今すぐに制度設計に着手すべき」、「日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべき」等の導入ありきの意見は削除すべき。
277 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	欧米の排出量取引制度導入議論に安易に同調するのではなく、我が国の強みである省エネ技術の普及や革新的技術開発に基づく地球規模での実効ある排出削減を行うことが重要である。この点を踏まえて議論すべき。
278 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	「国内排出量取引制度は第1約束期間において実施することは現実的に難しく、次期枠組みに関する参加国の動向等を踏まえて検討することが重要であるとの意見があった。」との記述が追記されているが、排出量取引制度については、多数の問題点が指摘されているところであり、次期枠組みに関する参加国の動向如何で決定すべきものではない。 従って、「国内排出量取引制度は第1約束期間において実施することは現実的に難しいとの意見があった。」と修正すべき。
279 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	日本のエネルギー効率を反映しない国別キャップの下では、各産業・企業に対する排出枠の設定も不公平となり、国際競争の条件を歪めるのみならず、炭素リーケージを招く懸念もある上、企業の長期的な設備投資や技術革新を阻害し、成長戦略の障害となる惧れがある。従って、短期・中期に拘わらず、その導入については反対。
280 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	キャップ＆トレード方式の国内排出量取引制度は、経済活動の制約につながる恐れがあること、エネルギー効率を勘案しない排出枠の初期設定は不公平になると、また、大規模排出者の排出のみが対象となり、業務・家庭部門の排出をカバーできないといった問題点もあり、受け入れられない。
281 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	最終結論は、国内排出量取引制度の導入を2013年以降に先送りするのであれば、それは仕方ないと思うが、「導入するor 導入しない」ではなく、もう少し中間的な落としどころがあるのではないか。
282 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	京都議定書の下、規制のある社会を前提に、最適な政策措置ポートフォリオを検討すべき。 国内排出量取引を含め、個々の政策措置の特徴を明確に認識した上で、それらをどう組み合わせるか議論すべき。
283 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	「必ずしも最小コストで排出削減を行えるとはいえない」とあるが、排出量取引制度が理論上達成すべき効果を100%達成できないことを持って効果なしと断ずるのは意味がない。 排出量取引制度を、他の方法(たとえば自主行動計画)などと比べた【定量的、定性的】検討を行うべき。
284 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	挑戦的な削減目標の設定と、キャップアンドトレードなど排出量取引の仕組みを導入する基本方針の下、議論を深める必要がある。
285 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	排出量取引単体でなく、他の政策と組み合わせたポリシーミックスで早急に検討すべきである。
286 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	早急な排出削減が求められている中、導入に向けた検討を直ちに開始すべきである。
287 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	キャップを設けた排出量取引の導入を追加対策に盛り込むべきである。
288 III 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	目標達成計画の対策とは成り得ないことから、検討すべき事項から削除すべきである。